

# 15 介護保険料

みんなで制度を支え合う、大切な財源です。

## 65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の方の保険料は、山口市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

山口市の令和3年度から令和5年度までの「基準額」は下記のとおりです。

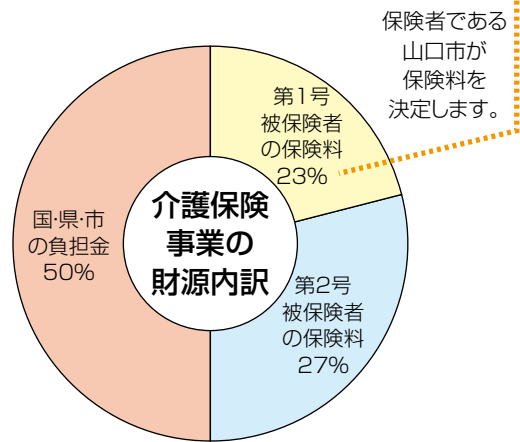
山口市の基準額 **60,600円**（年額）

$$\text{山口市の介護保険にかかる費用のうち} \\ = \frac{\text{第1号被保険者負担分（23\%）}}{\text{山口市の第1号被保険者数}}$$

### 介護保険事業の財源内訳

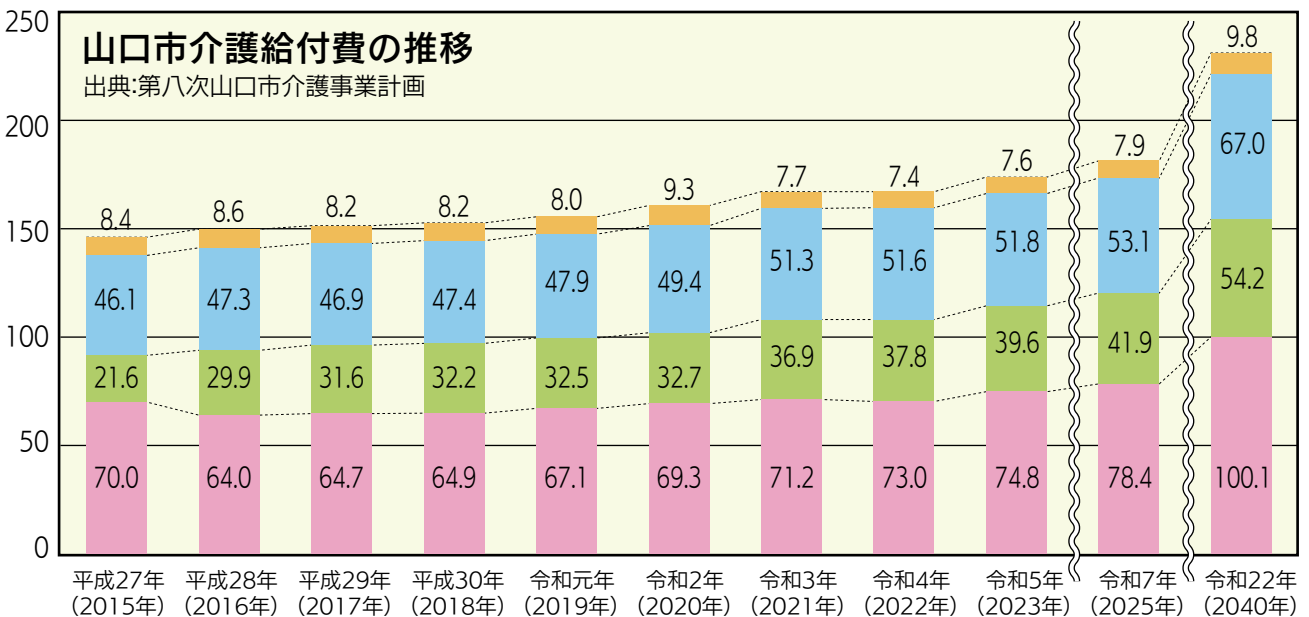
介護保険事業は、運営にかかる費用（保険給付費や地域支援事業）の半分を公費、半分を保険料でまかなうこととなっています。

第八次事業計画期間（令和3年度～令和5年度）における保険料の負担割合は、第1号被保険者の方が23%、第2号被保険者の方が27%をそれぞれ負担することとなっています。



## 山口市の介護給付費の推移

（単位：億円） ■ 居宅サービス費 ■ 地域密着型サービス費 ■ 施設サービス費 ■ その他のサービス費



◎「基準額」60,600円をもとに、所得段階に応じて以下のとおりに分かれています。

所得段階	本人の課税状況	世帯員の課税状況	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	本人が市町村民税非課税	世帯の全員が市町村民税非課税	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者、または公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.3	18,180円
第2段階			本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額×0.5	30,300円
第3段階			本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額×0.7	42,420円
第4段階		世帯に市町村民税課税者がいる	本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.9	54,540円
第5段階(基準額)			本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円超の方	1(基準額)	60,600円
第6段階	本人が市町村民税課税	世帯に市町村民税課税者がいる	本人の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	72,720円
第7段階			本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	78,780円
第8段階			本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	90,900円
第9段階			本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	基準額×1.7	103,020円
第10段階			本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	基準額×1.8	109,080円
第11段階			本人の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	基準額×1.9	115,140円
第12段階			本人の合計所得金額が700万円以上の方	基準額×2.1	127,260円

※介護保険料の賦課期日は、年度の初日4月1日です。ただし、転入・年齢到達等により年度途中に資格を取得した人は、資格取得日が賦課期日となります。

※年度の途中で65歳になられた方、65歳以上で山口市に転入された方については、上記の保険料をもとに月割りの計算をします。

※世帯は賦課期日時点の世帯をいいます。賦課期日を過ぎて世帯状況に変更が生じても、当該年度の保険料に変更はありません。

ポイント



保険料は、65歳の誕生日の前日の属する月からかかります。

## ここが知りたい 介護保険!!

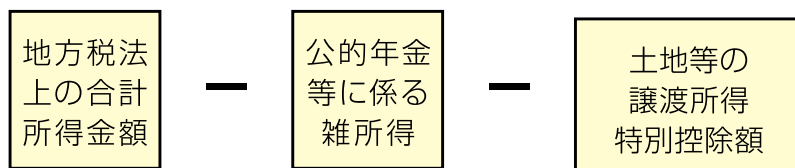
Q. 私は介護のお世話になっていないのですが、なぜ介護保険料を払う必要があるのですか。

A. 介護保険は**誰もが必要になるかもしれない介護を社会全体で支えていく制度**です。40歳以上(市に介護保険料を納めていただくのは65歳以上から)の方が加入者となり、介護保険料を必ず納めていただくことになっています。

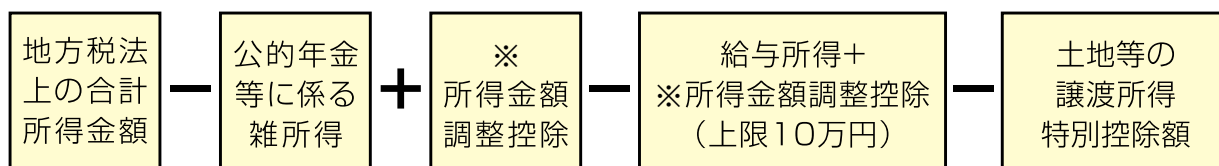
◎介護保険料の算定に用いる「合計所得金額」は税制改正による給与所得控除及び公的年金等控除の引き下げによる影響が出ないように、下記のとおり計算しています。

## 【第1～5段階の市町村民税非課税者の合計所得金額】

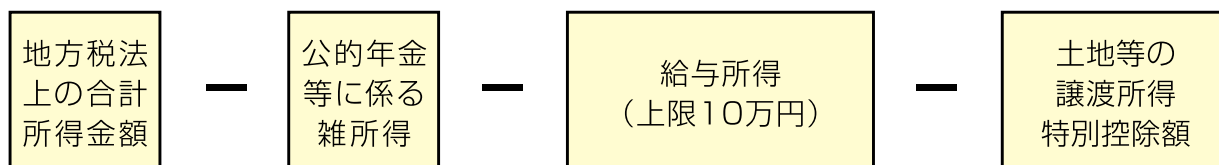
### ◆給与所得がない場合



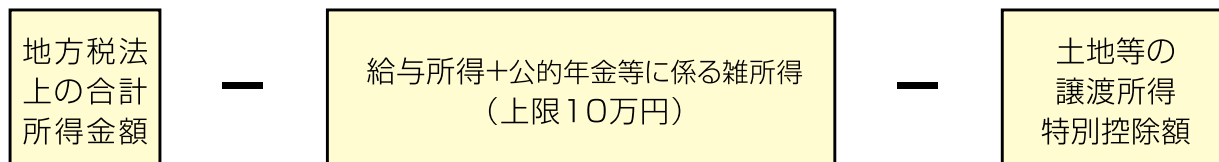
### ◆給与所得があり、所得金額調整控除(※)の適用がある場合



### ◆給与所得があり、所得金額調整控除(①)の適用がない場合



## 【第6～12段階の市町村民税課税者の合計所得金額】



### ※所得金額調整控除額とは (平成30年度税制改正による)

給与所得控除後の給与等の金額(A)及び公的年金等に係る雑所得(B)の金額がある人で、(A)及び(B)の合計額が10万円を超えるものに係る地方税法上の合計所得金額を計算する場合には、(A)(10万円を超える場合には、10万円)及び(B)(10万円を超える場合には、10万円)の合計額から10万円を控除した残額を、その年分の(A)の金額から控除する。

#### <例1 適用ありの場合>

給与収入70万円+公的年金等の収入130万円の方の場合

(A)=70万円-55万円(給与所得控除)=15万円(上限10万円)

(B)=130万円-110万円(公的年金等控除)=20万円(上限10万円)

⇒10万円+10万円-10万円=10万円(※所得金額調整控除)

地方税法上の

合計所得金額 給与所得(15万円-※10万円)+公的年金所得20万円=25万円

#### <例2 適用なしの場合>

給与収入70万円+公的年金等の収入110万円の方の場合

(A)=70万円-55万円(給与所得控除)=15万円

(B)=110万円-110万円(公的年金等控除)=0円

⇒(B)が0円のため所得金額調整控除は適用なし

地方税法上の

合計所得金額 給与所得15万円+公的年金所得0円=15万円

## 保険料の納め方

# 年金額(年額)によって変わります

納め方は **特別徴収** と **普通徴収** の2通りに分かれます。

### 受給している年金のいずれかが年額18万円以上の方 **特別徴収となります**

(月額1万5千円以上の方)

- 年金の定期支払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。
  - 老齢基礎年金や一部の老齢(退職)年金のほか、遺族年金、障害年金も特別徴収の対象となります。
- ※本来、「特別徴収」として年金から差し引かれる方でも、下記のようなときは一時的に納付書で納めていただく場合があります。

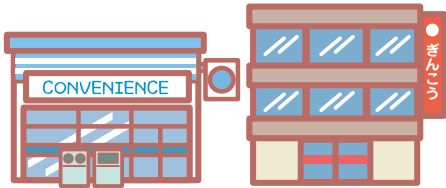


- 年度途中で保険料が変更になったとき。
- 年度途中で他市町村から転入したとき。
- 年度途中で65歳になったとき。
- 年金が一時差し止めになったとき。
- 年度途中で老齢年金等の受給が始まったとき。 など

### 受給している年金のいずれもが年額18万円未満の方 **普通徴収となります**

(月額1万5千円未満の方)

- 市から送付される納付書で、取扱金融機関やコンビニエンスストア等で納めていただけます。



納め忘れのない**口座振替**が便利で確実です。

次のものをご持参の上、納入通知書の封筒に記載のある金融機関窓口でお申し込みください。

- 納入通知書
- 預(貯)金通帳
- 通帳のお届け印

### 前年度から継続して特別徴収の方

保険料は前年中の所得等をもとに6月中旬に決定し、通知します。

そのため、保険料の決定後に年金からの引き去りを開始すると、1回あたりの保険料が高くなってしまうため、前年度2月の保険料額と同額を4月以降引き去ります。6月中旬に決定する年額の保険料から、既に4月・6月に引き去りした保険料を差し引き、8月の仮徴収額を含めた4回で調整して引き去ります。

前年度	本年度					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
2月 本徴収	仮徴収			本徴収		
	前年度2月分の保険料額と同額を引き去ります			前年の所得をもとに決定した保険料額から4月・6月の仮徴収額を差し引いた残額を4回に分けて引き去ります		

ここが知りたい

## 介護保険!!

Q. 介護保険料の納付方法を年金からの引き去り(特別徴収)ではなく、納付書での支払いまたは口座振替(普通徴収)に変更できますか?

A. 介護保険料の納付方法は法令により定められているため、お申し出による変更はできません。

## 40歳から64歳までの方（第2号被保険者）の保険料

加入している医療保険（国民健康保険や職場の健康保険など）の保険料算定方法に基づいて決められ、医療保険の保険料と合わせて納めます。

### 国民健康保険に加入されている方の場合

**決め方** 介護保険料にあたる部分は、医療保険分等の算定と同様に、世帯ごとに決定されます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{介護} \\ \text{保険分} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割} \\ \text{第2号被保険者の} \\ \text{所得に応じて計算} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割} \\ \text{世帯の第2号被保険} \\ \text{者の数に応じて計算} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{平等割} \\ \text{第2号被保険者の属する世帯} \\ \text{(1世帯あたり)} \\ \hline \end{array}$$

**納め方** 医療保険分等と介護保険分を合わせて、国民健康保険料として世帯主が納めます。

### 職場の健康保険に加入されている方の場合

**決め方** 医療保険者ごとに設定される介護保険料率に、給与（標準報酬月額）及び賞与（標準賞与額）を乗じた額になります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{介護} \\ \text{保険料} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{給与および賞与} \\ \text{(標準報酬月額) (標準賞与額)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{介護保険料率} \\ \hline \end{array}$$

※原則として事業主が半分を負担します。

**納め方** 医療保険料と介護保険料を合わせて給与及び賞与から徴収されます。

※40歳から64歳までの被扶養者は、介護保険料を個別に納めることはありません。

## 保険料を滞納すると？

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、1割～3割の利用者負担が3割または4割に変更される措置がとられます。保険料は必ずお納めください。

滞納していた期間に応じて次のような措置がとられます。

### 1年以上滞納すると…

介護保険サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担することになります。

後から申請に基づき保険給付分を返還します。



[支払い方法の変更]

### 1年6か月以上滞納すると…

利用している介護保険サービスの給付費の一部、または全額を、一時的に差し止めます。それでも滞納している場合、差し止めた給付費から滞納保険料を差し引きます。



[保険給付の一時差し]

### 2年以上滞納すると…

介護保険料を滞納している期間に応じて、自己負担が引き上げられます。また、高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費および食費・居住費（滞在費）の減額が受けられなくなります。



[給付額減額]